

# 新居浜市・別子山村 合併協議会だより



端出場水力発電所跡

新居浜市・別子山村合併協議会

## 第5回協議会

平成14年7月22日、新居浜市役所6階議員全員協議会室において開催されました。

### 協議案件

今回、協議項目として9件の協議案を提案しました。

#### 協議第31号

各種事務事業（地籍調査事業）の取扱いについて

別子山村の地籍調査事業については、新居浜市が引き続き実施するものとする。

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆毎の土地についての調査並びに境界及び地積に関する測量する事業です。別子山村は平成9年度から実施しており、平成29年度に調査完了する予定です。また、新居浜市では、過去に一部地域で実施しておりましたが、現在は休止中です。別子山村の地籍調査は、事業の継続性という理由から新居浜

市が引き続き実施することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第32号

各種事務事業（振興対策褒賞事業）の取扱いについて

別子山村の振興対策褒賞事業については、合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業については、新居浜市の制度を適用するものとする。

別子山村では、別子山村振興対策褒賞条例及び同条例施行規則で、婚姻、婚姻の媒酌人、40歳未満のウターン者及び新生児が生まれた場合、褒賞金を出しておりますが、新居浜市にはそのような褒賞制度はなく、それに対応するものとして、婚姻、新生児にアルバムを贈呈しています。

別子山村の振興対策褒賞事業は、合併時に廃止し、婚姻及び出生時の記念品贈呈事業について、新居浜市の制度を適用することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第33号

各種事務事業（防災事業）の取扱いについて

防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効果的な運用が図られるよう調整するものとする。

- 1 防災会議及び災害対策本部については、新居浜市、別子山村それぞれに組織していますが、合併時に新居浜市の制度に統一します。
- 2 防災訓練については、新居浜市だけで行っている事業であり、合併時に新居浜市の制度に統一します。
- 3 防災行政無線については、新居浜市と別子山村との防災

行政無線の周波数が異なっているため、将来的に設備の統一をする場合、無線機の更新、中継局の設置等が必要となります。

防災行政無線の運用については、当面、現行どおり、それぞれの区域内では、これまでの周波数で対応し、新居浜市と別子山村の連絡は、地上系及び衛星系無線を利用して対応することとし、将来的に設備の統一など効果的な運用が図られるように調整することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第34号

各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。

電算システムのうち個人市民税及び法人市民税、国民健康保険システムについては、不均一課税等の問題のため、合併時に統一することが困難であり、当

面現行どおりとし、合併後、新居浜市のシステムに統一するよう努めることとし、また、その他の電算システムについては、別子山村にはシステムがないため、合併時に新居浜市のシステムを適用することとします。

新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整することを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第35号

各種事務事業（収納代理金融機関）の取扱いについて

収納代理金融機関については、別子山村の金融機関事情に配慮し、合併時に新居浜市が郵便局を収納代理郵便官署として指定するものとする。

別子山村には、金融機関が郵便局しかないため、郵便局を収納代理郵便官署として指定をし、別子山村の村民の便宜を図ることを提案しました。

提案のとおり確認されました。



#### 協議第36号

各種事務事業（公営住宅等事業）の取扱いについて

1 別子山村の公営住宅事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の公営住宅の家賃については、当面、現行どおりとする。

2 別子山村の活性化推進住宅事業については、当面、現行どおり引き継ぐものとする。

別子山村には、公営住宅法の適用を受ける村営住宅と村が単独の事業として村の活性化のため建設した活性化推進住宅があります。公営住宅については、申込者の資格、申込方法、入居者の選考など公営住宅法等の定めがありますので、合併時に新居浜市の制度に統一します。ただし、公営住宅の家賃については、これまでの経過や施設が老朽化しておりますので、当面現行どおりとします。

また、別子山村独自の活性化推進住宅については、当面現行どおり引き継ぐことを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第37号

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。

住民基本台帳電算処理や印鑑登録システム、戸籍処理、各種原簿の保管については、新居浜市の制度に統一し、各種証明書の発行及び異動手続きの処理などの業務は、現在の別子山村役場を支所として残し、新居浜市内の支所の例により、事務処理を行います。

住民に密接な窓口業務については、引き続き別子山村で行い、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

#### 協議第38号

各種事務事業（産業振興事業）の取扱いについて

別子山村の産業振興事業については、引き続き事業の推進に努め、別子山村の地場産業の振

興及び就労支援を図るものとする。ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの森」及び別子山村筏津地区の別子観光センター等の施設の管理運営については、見直しを図るものとする。

1 ゆらぎの森は、都市住民や時代を担う青少年に農林業、自然に対する理解を深めさせるとともに、地域の活性化を図るために設置された森林公園です。

ゆらぎの森には、地域農産物等活用型総合交流促進施設（宿泊施設）、ふじを道わした巨大パーゴラ、椎茸栽培施設、山野草育成施設、木工クラフトや炭焼き体験ができる工房である自然資源活用型交流促進施設を設置しています。また、業務は第三セクターの(有)悠楽技に委託しています。

2 別子観光センター等については、すべて筏津地区にあり、別子観光センターを中心に筏津キャビンや特産品販売施設など各種施設が条列設置されています。

3 別子山村木材加工施設につ

いては、昭和61年に産業振興と雇用の確保のため設置され、有限会社別子木材センターが施設を借り受け木材加工を行っていました。

これらの別子山村での産業振興事業については、合併後も引き続き事業の推進に努め別子山村の地場産業の振興及び就労支援を図ることとします。ただし、別子山村森林公園「ゆらぎの森」及び別子山村筏津地区の別子観光センター等については、施設の設定条例等の整備や管理運営方法について見直しを図ることを提案しました。

提案のとおり確認されました。

協議第39号

国民健康保険事業の取扱いについて

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

国民健康保険については、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料率が異なっている場合は、住民間での不均衡が生じないようにすることが必要であり、国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第10条の規定による不均一課税をとることができ、保険料制度についても同様の措置をとることが可能です。

新居浜市は保険料制度を、別子山村は保険税制度をとっており、新居浜市の保険料制度に統一することとします。

料率については、医療分の所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの料率や金額が異なります。原則として、新居浜市の制度に統一することとなりますが、急激な負担増を避けるため、合併が行われた年度及びこれに続く5カ年は不均一賦課として、別子山村の医療分の料率を段階的に新居浜市の保険料率にあわせていくものです。

なお、具体的な保険料については、合併後に国民健康保険運営協議会で協議されますが、この協議会に別子山村の委員2名

を4年間に限り、増員することとします。また、納期についても、別子山村の4期を新居浜市の10期に統一することを提案しました。

提案のとおり確認されました。



新居浜市と別子山村が合併すれば、ごみの出し方は、新居浜市の分別方法に統一されます。

新居浜市のごみの分別方法については、次のとおりとなっています。分別が正しく行われれば、ごみ処理が適正に行われ、リサイクルも容易に行うことができます。

## 平成14年度 新居浜市の家庭ごみの出し方

一般の家庭から出たごみは、決められたごみステーションへ収集日当日の朝7時30分までに出してください。

お問い合わせは 新居浜市生活環境課(TEL 65-1252) 大型ごみ受付(TEL 31-5374)まで。



## 燃やすごみ

天然物で燃える物(皮革製品などを除く)

自己搬入先は清掃センター(焼却施設で燃やしています。)

- ・生ごみ(水分を十分にきる) ・紙くず
- ・紙オムツ(汚物は取り除く) ・食用油(紙に染込ませるか固める)
- ・雑草類、落葉、小枝(長さ30cm・直径1cm以内で2袋まで)
- ・ダンボール(60×30cm厚10cm以下) ・厚紙
- ・雑草(B4以下厚15cm以下) ・貝殻 ・タバコ ・割り箸
- ・新聞(2つ折以下厚15cm以下) ・ろうそく ・花火(水で濡らす)など

古紙類(ダンボール・雑誌・新聞)は集団回収に協力して下さい!

尖った物(焼き鳥の串等)は新聞紙等に包んで危険のないように!

土付の雑草類は雑ごみです!



## P

## プラスチックごみ

プラスチックだけの物(紐類・まな板を除く)

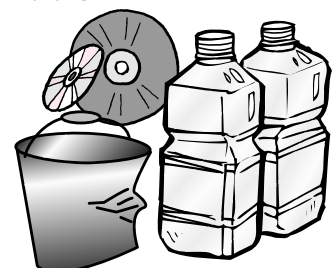
自己搬入先は清掃センター(熱で小さく固めて処理します。)

- ・ペットボトル・プラスチック容器・ビニール類・発泡スチロール
- ・トレイ・ラップ・CD・アルミコーティングされたお菓子の袋等
- ・その他プラスチック製品(30cm以下の物)など

発泡スチロールやペットボトルは販売店の

リサイクル回収に協力して下さい!

プラスチック製の紐・30cm以下のまな板は雑ごみ





## 資源ごみ

飲料用空きビン・空き缶・スプレー缶のみ

自己搬入先は清掃センター(選別した後に資源化しています。)

- ・飲料用ビン類・飲料用缶類(アルミ・スチール缶)
- ・スプレー缶(カセット式ガスボンベは雑ごみ)

スプレー缶は必ず穴を開けてください!

転入者等には、生活環境課で穴あけ器具を配布しています。

穴を開ける時は風通しのよいところで開けましょう。

電話張は新しい物と交換する際に配達員に渡すか、  
タウンページセンター(0120-506309)の  
無料回収をご利用下さい。



## 雑ごみ

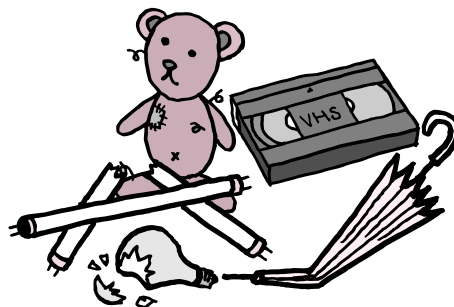
(燃やす・プラスチック・資源・大型)ごみ意外の30cm以下の物

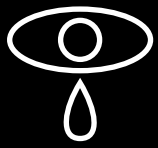
自己搬入先は最終処分場(そのまま埋立てています。)

- ・絵の具のチューブ ・花瓶 ・使用済みライター ・電球 ・蛍光灯
- ・(プラスチック製の)紐、まな板 ・板ガラス ・耐熱ガラス ・コップ
- ・化粧瓶 ・魔法瓶 ・鏡 ・皮革製品 ・古着(2袋まで) ・陶磁器
- ・植木鉢 ・ぬいぐるみ ・針金 ・テープ(カセット・ビデオ)
- ・アルミ箔 ・カバン ・使い捨てカイロ ・コード類(結んで)
- ・ボールペン ・マジック ・2種類以上の複合品 ・アイスノン
- ・ホース(1m以下に切る) ・電気式蚊取り線香 ・ゴム
- ・フロッピーディスク ・靴 ・アルバム ・かつら ・ぼろ布
- ・ヘルメット(フルフェイスは大型)
- ・カセット式ガスボンベ(必ず穴を開ける)など

鋭利な物は布等に包んで危険のないように!

傘・蛍光灯は30cm以上の物でも雑ごみです。



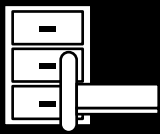


## 有害ごみ

電池類や水銀を含む物

自己搬入先は最終処分場(水銀は紀州しています。)

- ・電池類・家電製品のバッテリー(車等のバッテリーは除く)
- ・水銀入り体温計など



## 大型ごみの戸別収集

日常生活で発生する30cm以上150cm以下で市の施設で処理できる物

生活環境課(31-5374)にて電話予約時に収集日を決め各家庭ごとに収集します。

受付時間 / 毎週月曜日～金曜日(祝日は除く)

8:30～17:00(12:00～13:00除く)

収集時間 / 収集日の月曜日から土曜日(処理施設休業日除く)

9:00～16:00

1回で受付できる数は10個まで、それ以上(一時多量ごみ)は自己搬入してください。

従来、大型ごみステーションで収集していた物を回収しています。

家電製品(30cm以下でも収集します)埋立する前に破碎処理にかけて小さくしています。

大型ごみはダンボール等には入れないで収集日の朝9:00までに玄関前にお出してください。

**\*自宅の玄関前がステーションになったと考えてください。**

**破碎系大型ごみ = 細かく碎いて処理しています。**

- ・電化製品(家電リサイクル法4品目は除く) ・家具類 ・自転車 ・なべ、やかん
- ・ガスコンロ ・竹製品(生竹は収集していません) ・フライパン類
- ・電気、石油、灯油ストーブ(燃料は抜く) ・天然製のすだれ
- ・物干し竿(150cm以下にして下さい)など

**埋立系大型ごみ = 直接埋立てています。**

- ・スプリング、クッション入り家具(ソファ等) ・マット ・カーペット
- ・カーテン ・大型ぬいぐるみ ・布団 ・物干し台(コンクリート部分)
- ・大型陶磁器類 ・一斗缶(ペンキ用) ・大型プラスチック製品など

## 自己搬入出来る物

### 清掃センター

- ・剪定くず、木くず(長30cm以上  
150cm以下・直径25cm以下)
- ・竹(100cm以下)
- ・破砕系引越しごみ等
- ・仏壇など

### 最終処分場

- ・ブロック
- ・コンクリート片(30cm以下)等
- ・切り株・根っこ
- ・人形・トイレ衛生関係
- ・埋立系引越しごみなど

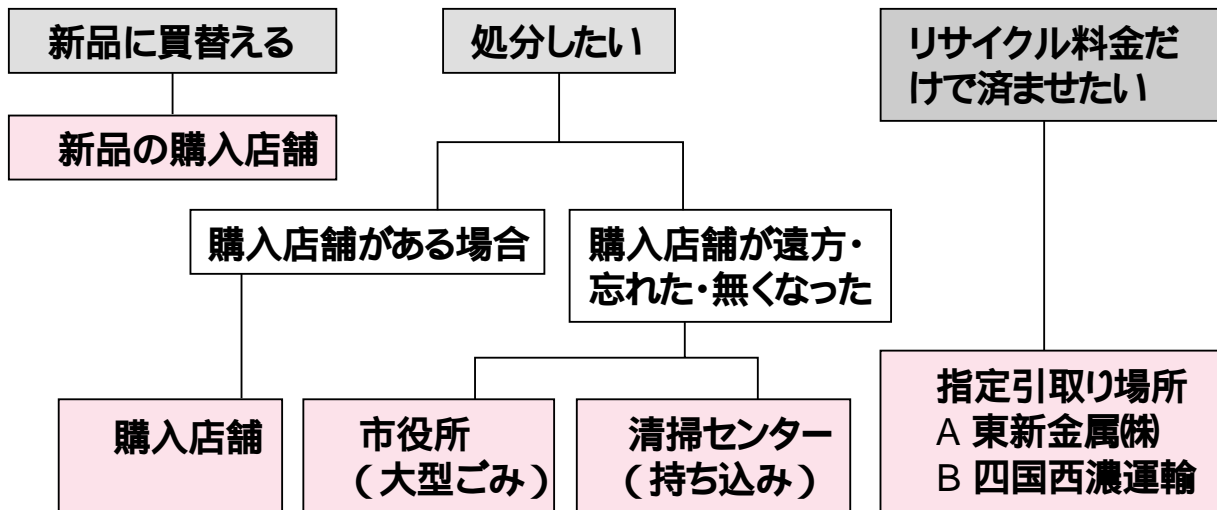
## 自己搬入出来ない物

**注意** (市の施設で処理出来ない物)

- ・ガスボンベ ・バッテリー
- ・車、単車の部品 ・消火器 ・発火物
- ・灰 ・ソファークッション
- ・薬品 ・危険物 ・医療器具 ・浴槽
- ・金庫 ・農機具 ・鉄筋 ・断熱材
- ・鉄板(厚2mm以上)
- ・システムキッチン
- ・ボイラー ・簡易焼却炉など

(上記以外にも処理できない物もありますので生活環境課にお問い合わせください)

## 家電4品目(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)の処理方法



基本はリサイクル料金+収集運搬料金が必要ですが、**に関してはリサイクル料金のみで処分できます。**

\* 、 、 Bに依頼する場合は事前に**郵便局**でリサイクル券を購入して下さい。  
リサイクル料金についてはリサイクル券販売所( 、 、 **及び郵便局**)でお尋ね下さい。

### 指定引取り場所

**A : 東新金属(株)** 新居浜市上泉町8-18 TEL43-7117

東芝・松下・ビクター・ダイキン・LG電子ジャパン・コロナ・日本SAMUNG・GE他

**B : 四国西濃運輸 新居浜営業所** 西条市飯岡杉ノ木1370 TEL56-7088

NEC・三洋・シャープ・ソニー・日立・富士通ゼネラル・三菱・アイワ・パイオニア・船井・メーカー不明品他